

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年十二月八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
可愛振興センター	安芸高田市吉田町山手一三九二番地二	平成二十三年一月四日
安芸高田市八千代B & G 海洋センター	安芸高田市八千代町佐々井一三二九番地	平成二十三年一月四日
横田地域活動拠点施設	安芸高田市美土里町横田一九三六番地一、一九七〇番地	平成二十三年一月四日
本郷地域活動拠点施設	安芸高田市美土里町本郷二八三〇番地一	平成二十三年一月四日
北地域活動拠点施設	安芸高田市美土里町北四四一一番地	平成二十三年一月四日
生桑地域活動拠点施設	安芸高田市美土里町生田二〇〇七番地	平成二十三年一月四日
高齢者等活動・生活支援促進機械施設「桑田の庄」	安芸高田市美土里町桑田八三四番地二	平成二十三年一月四日
安芸高田市甲田文化センターミュージーズ	安芸高田市甲田町高田原一四四六番地二	平成二十三年一月四日